

コトのハジマリ

爇場準一

一橋大学名誉教授（昭 30 法、昭 32 修法、昭 35 博法）

筆者が、法学の専門家として、その研究と教育とに最も長い期間かかわって来たのは、一般に「国際私法」と呼ばれている分野の法令とその規律の対象とされている諸問題である。韓国やドイツ、オーストリア、スイスとは異なり、この『国際私法』という名を冠した法令が日本には存在しないため、馴染みが少ないかも知れないが、レッキとした明文の法律が現に存在してはいる。近代国家としての日本の法令の中でも最も基本的なものの一つである民法と同様に、明治 31（1898）年の 6 月 21 日に法律第 10 号として制定された「法例」と題された法律の、主要な部分を占める諸規定がソレである（その後、この「法例」は、平成元年に大幅な改正を受けた後も平成の時代にまで存続して来たが、同 18 年 6 月 21 日法律第 78 号として制定された『法の適用に関する通則法』によって今は取って代わられている）。それは民法等が法律上の権利義務の関係を具体的実質的に規定しているのに対し、そうした実質的な規律内容を持つ法令の適用関係を規定するという、いわば間接的な規律方法をとる、特別の機能を委ねられた法律である。その法律の究極的な規律の対象とされる社会的な関係は、国際私法という名称が示すように何らかの意味で国際的・渉外的な要素、平たく言えば、外国との関係を持つ関係および其処から生じる諸問題なのである。具体的には、人やモノの国境を超えた国際交流の諸形態である、国際通商、国際金融、国際結婚、国際養子縁組、国境を超えた子供の親権の奪い合い等が、その典型的な事例である。

上述の様に、法律の中でも一種独特の機能を持った「国際私法」を専攻分野に選び、より高度の学習の機会を求め、自分が法学研究科の入試に挑戦したのは、1955 年。一橋大学がその歴史上初めて独立の学部として法学部を創設・設置して学生を募集した 1951 年に入学した当方が、その学部段階で所属していた国際法（公法）のゼミナールの指導教官であった、大平善悟教授の熱心な薦めに応えようと決心してのことである。

面接の試験に際し、三人のうち中央に居られた西洋法史学の主任教授でもある試験官から、「法律の学問としては、一番大雑把なところから、最も綿密で詳細な議論を要するところへの転進ですか？」いきなりこんなことを指摘されて、面食らったのは言うまでもない。本気か、出来るの？大丈夫か、。こんなことを訊かれていたように思う。学部の専門課程の段階では、国際公法が専攻の分野であって、卒業論文の主題はスペイン内戦（1935～

39年) 当時の一国内における叛乱団体の国際法上の地位の研究であったからである。どのように返答をしたのか、今となっては定かではない。国際私法の究極的な規律の対象には、必ず国際的な要素が含まれている；それらの規律と統制には、国際的な統一基準が在ることが望ましい；その為の国際条約の立法・司法には国際法への理解と習熟とが不可欠であろう；このようなこと等を答えたのであろうか。それでも入学を許されたのは、ヤレそうかドウか、資質や能力・仕事への自覚など、この分野の専門家となるのに不可欠の資格があるかドウかは、この修士課程の二年間を通じて観てやろう、博士課程への進学適否の当否を判断する時点で結論を出せば良いだろう、この様に扱ってもらった結果であったと、思っている。

大いなる期待に胸を躍らせつつ出席をした、修士課程における当方にとっての最初の授業は、次の様に劇的な幕開けを迎えることとなる。

国際私法特殊講義の受講者が、事実上は当方一人のみであった為か、授業は、教授の研究室内で行われることになり、なっていた。その教授の研究室の可成り大きな書斎机の上には、謄写印刷された大量の文書資料が、積み上げられていた。やがて、教授の厳命が下り、その全部を当方自身で全てを解読・整理し、纏めて報告することを要求された。おまけに、期限は二週間と、切られてしまったのである。それらの資料がナニに関するもので、ナニの為のものであるのか、詳細な説明はなされなかった。慌てて内容を確認してみると、それらは全てフランス語の文書であって、条約らしきものの案文のみが日本語に訳されていた、と記憶する。それは、当時、ハーグ国際私法会議がその成立を準備中であった「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」の条文草案と、その制定理由を解説した関連の文書であった。

後に判ったことではあるが、それらの文書は、同年の十月中旬に予定されていた外交会議における、この条約採否の最終審議に向け、日本政府の立場を策定する為の審議会の委員に対し、配布されたものであった。久保教授は、法務省の法制審議会・国際私法部会の委員であったが、この部会は、日本法の立法のみならず、日本がその正規の構成国の一員である、ハーグ国際私法会議による条約案の制定に当たり、日本政府の立場を策定する為の、法務大臣の諮問機関としての役割を担っていたからである¹

当時、筆者は法科大学院入学直後でもあって、法制審議会の部会とは全く無縁の身であったし、また、学部段階で、子に対する扶養義務の準拠法について、国際私法の一般講義の中で何らかの説明を受けたことは無い。更に、そもそも、子に対する扶養義務の民法法上の解釈論や法政策論を、自習は言うまでもなく、民法等の授業で教えられた経験も無い。とはいえ、単なる仏文和訳だけの様な読み方では、教授の要求に応えられる筈は無い。日本法等における子に対する扶養義務の基本的な問題点に関する諸論稿を独力で学ぶところから、出発せざるを得なかったのである。その間に、仏文で書かれた法律論の意味を的確に読み取る為に不可欠の、法律の専門的な用語用法の理解の為に最も適切なフランス法の

法律用語事典を探索して活用することへの努力も、避けては通れなかったのは言うまでもない。身近にフランス法の専門家が不在の状況の中での自習の努力を通じ、日・仏のフランス法への入門者やフランス民法に関する最も頼りがいのある体系書が何れであるかを、自ら検認することができたのは、誠に幸せなことであったと考えている。

しかしながら、考えてみるに、このような教育のやり方は、いわば泳ぎの出来ない子供をいきなりプールに放り込むようなやり方であって、教育機関であることを自認する大学院の教育課程のなかにおける有償での教育方法としては、果して如何なものであったのか、疑念を禁じ得ないところであった。自分は、講座制の下で身分と地位とを保障されている有給の研究助手とは、根本的に異なる分際過ぎないのではないのか、こう思わざるを得なかったからである。

その後、夏期休暇が始まる頃になって、別の教授から、久保教授が「時間的な余裕が無さ過ぎる、などとブウブウ文句を言っていたが、何とかサマになるようなモノを持って来たよ。」このように言っておられた、このような話しを伺う機会があって、何とも言えない気持ちになったことを思い出す。自らも決して満足できるような報告にはなっていなかったことを、十分に自覚していたからである。ただ今にして思えば、この一見はなほだ無理無体とも言うべき当方に対する「特殊」な講義も、あの時には不可避の関門ではなかったか、こう思えるところが無い訳ではない。

当時の一橋の法学研究科修士課程の入学試験では、外国語の試験が一カ国語だけに限定されており、当方が受験したのは英語のみであった。しかしながら、とくに当時は、国際私法の分野において、理論的には勿論、実務においても重要な役割を認められていたのはフランス語であったことを考慮すると、自らの指導対象である学生の、この言語の活用能力の有無とその程度の如何は、指導教官として知っておくべき当然の一要素であったであろう。また、そのことの重要性を、当該の学生自身に身を以て体感させておくことも、等しく必須の課題でもあったと思われる、からである。

こうして始まった当方の修士課程の授業が平常を取り戻すようになった当時、一橋では、学部も大学院も、授業の一時限がまるまる二時間、計120分で構成されていた。したがって、久保教授の担任する授業は、大学院の授業としての「講義」の部分が120分、同じく120分を「演習」つまりゼミナールに、夫々週一回開講すると決められていた。

前者では、教授の著書の一部あるいは一つの論文を熟読して自分なりに理解できたところを要約して口頭で報告し、後者では、その時々には検討すべき課題が教授から与えられ、その解明のために必要な、内外の著書や論文、時には各種の立法資料等を、自ら収集解読・検討整理した原稿を当方が読み上げる、このような形式で、授業が進められた。特に「特殊講義」に関しても、“講義”という科目名から一般に推測されるような、教授による一方的な講話や講演とその無批判的で受動的な聴講、このような形式の授業ではなく、実質的には、与えられた課題に関する当方の学習成果の報告、という様式で行われることになっ

ていた。この点を、少々詳しく繰り返しておこう。

指導教官となることを承認して頂いた久保岩太郎教授は、議論の正確さを大切に考えておられた為か、不確かさの拭い切れない口頭のみによる議論よりも、文筆による論証伝達を優先しておられ、特殊講義の方法も、講義とは言え、実は教授の著書や論文を当方が熟読し、その成果を当方が報告原稿として準備を行い、その原稿を当方が読み上げ、それに対して必要に応じ教授が適宜批判的に評価をされるという形式で、なされることを望まれていた。「久保岩太郎から国際私法を除けば一切ナニも遣らない。」常々こう御本人が公言しておられただけに、その著作物は数多く、また、教授の恩師・東京商科大学の初代国際私法主任教授山口弘一博士をして「厳粛にして精緻」こう感服せしめたその研究方法によるその学説の的確な理解には、これ以上の適切な方法はありません。当方自身もそれを望んでいた、格好の授業様式であった。「読書百遍義自ラ見ル」の手法とでも言うべきか。残念ながら、当方の報告を褒めて頂いた記憶は一切無い。それでも、繰り返し熟読するうちに、特定の表現や特定の論旨の運び方を選択された時の、教授の気持ちを垣間観ることが出来た様に感じる瞬間があったのは事実である。おこがましくもその旨を伝え、それによれば、此所のところはこのように感じながら書かれようとされたのでは、、、こう問いかけた時だけは、其処まで読み込んでくれたのは有り難い、普段は何時も謹厳実直で厳しい面影が僅かに緩み、静かにこう呟かれた一瞬があったのを、覚えている。

もともと国際私法の規律の対象となる社会関係は、各国間に人やモノの交流する実態が安定的に存在する場合にのみ生成し得る。国際間に戦争状態が在る限り、国際私法などに出番は無い、のである。そのような状況も作用したか、当方が専門家を目指して学習を始めた1955年当時、この法律を対象とした専門的な学術書も、第二次世界大戦前の出版物を除けば、直接の師である久保教授の著書の他は、東大の江川教授、あるいは大阪市大の実方（正雄）教授による概説書しか無い状態であった。日本における学説状況の把握には、それほど困難は感じられず、いきおいより詳細あるいはより高度の学術情報を習得するには、外国で出版された著作物への依存の度合いが増して行き、報告の内容にそれらの占める割合が増大するのは自然のことでもあったろう。こうして自分の学習の形態は、この面での先進的な諸外国の学術情報を求める「比較法」あるいは「法比較」的な手法または方法を実践する道を、辿ることになる。

問題は、その際、いずれの国の学術情報を参考あるいは模範として選択するかである。明治の近代的法典編纂期に日本の為政者が主要な参考にしたのは、当時の国際的な列強の英・仏、それに独・伊・白、これら諸国の法典であった。とくに国際私法と関係の深い民法の領域では、1900年1月1日から施行されることになる、ドイツ民法典の立法資料が大いに参照され、その立法過程において検討された諸案および関係諸資料の詳細で具体的な研究が数多くなされていた。国際私法の観点からは、中でもドイツの民法施行法序節第二章を構成する国際私法の諸規定の立法過程の研究が、切望されたこと言うまでもな

い。しかも、この民法典施行法序節第二章に関する一つの草案であったゲプハルト案に強く影響されたと解され得る内容の規定が、日本の国際私法規定の主幹をなす法例第三条以下に採択されることとなったため、参照すべき学術情報も圧倒的にドイツ法系のものの中から収集することになったのは当然の成り行き、とさえ思われる³。

久保教授の場合も例外ではない。ドイツの民事諸法への造詣が深く、そしてまた日本国際私法学の実質的な創始者とも目される、東京商科大学の国際私法主任教授・山口弘一博士の直接の高弟であったからには、尚更のことである⁴。その業績の殆どは、ドイツ法系の国際私法の著書や論文の精密な批判的考察を基礎としていたのである。したがって、久保教授の業績の学習と研究とを主たる目標とする授業の内容がドイツ法系の各種の論稿を参照しつつ為されていたことは、言うまでもない。他面、こうした実態が示唆するのは、其処で参照されていたドイツの法令・先例・学術的文献等の諸資料が、事実上 1930 年代までに公表・公刊されていたものに限られるであろう、と言う推測である。このような方式による研究者の育成方法が果して最も或はより妥当で正鵠を得たものか、断定することに躊躇を禁じ得ない。しかしながら、1955 年という第二次世界大戦終結後の比較的早い段階における欧州の情勢、特に東西の二国に分断されるに至っていたドイツの当時の国情を無視できないとするならば、教授方法の選択と言う点では穏当な方であったかも知れない。当時の日本における、正確で信頼のおける情報の外国からの安定的な入手の保障という点では、止むを得ないことでもあったろう。自らが在籍する大学の図書館内に既に所蔵されて居る資料のみでも、必要不可欠な検討資料の多くをそれなりに確保できていた、このように考えられてのことであれば、それは誠に卓見でもあった。

たしかに、法系上の母法の尊重は抗い難い。しかしながら、この法律の存在理由からするならば、望まれるのは、特に関係の深い外国のみならず、より広範囲に涉っての妥当性と通用力を志向すべき政策の策定と知の体系の構築である。中世以来の伝統にも目配りをするならば、学問としての国際私法発祥の地でもあるイタリアの理論、ならびに独特の構想力を有するフランス法系の諸法、さらにまた、特有の創意力を持つ英国法、これらに根ざした別種類の国際私法の理論への省察も忘れる訳には行かないのである。それらへの恐らく最も有力な手掛りは、前記のハーグ国際私法会議と関係の深いハーグ国際法・国際私法アカデミーの主催する、これら諸法についての国際的に著名な学者による、毎年度開催の夏季短期集中講義の講義録に所収されている諸論稿であろう⁵。さしあたりは、1923 年発行の第一巻から約 20 年間に及ぶ講義録のうち、特に国際私法の基礎または基本原理に関する論稿を選び、授業時間外を活用し、その出来るだけ多くを読破することを心がけたのであった。

しかしながら、真の比較法あるいは法比較を志しての資料の収集と公正な検討とを完遂する為には、これらだけでは不十分であること、言うまでもない。いわゆる大陸法系の制定法中心主義の諸法制度だけの相互比較に偏ってしまい、英米法系の判例法中心主義の法

制度を無視あるいは軽視する結果と、なってしまうからである。大陸法系の理論の学習と併行し、英米法系とくに米国の判例の調査研究にも相当の時間を割くことが、日常的な学習の中心となっていた。

この時点において米国における法制度の運用状況を特に重点的に研究の対象とすることの意義は、上に指摘されたような一般的な原理論からの問題提起に答える為だけではない。より切実で日常的な必要性からも、それへの対処が急務であったことを、敢えて付言しておきたい。要するに、やっと終わりが見えた日本の太平洋戦争での敗戦と、その後の被占領時代の日本社会が受けた社会的な衝撃の結果、それに巻き込まれた日本人とくに女性達が、それらの占領軍兵士達との間で法律上あるいは事実上設けるに至っていた、“現地妻としての”家庭生活上の諸問題の解決に、米国の知識と正確な情報が求められていたのである。それは、占領軍の兵士達との正規または不正規な特別の関係から生じた、家族法上の夫婦および親子の関わりに必然的に潜む各種の身分上の権利義務関係の、裁判上および裁判外における、解決に当たり、米国の各州法の内容についての情報の収集が急務であったからであった。当方が修士課程修了の際に提出した「米国抵触法における外国法の適用」と題する一編の論文は、こうした当時の状況と其処から生じた要請への一つの回答の試みの一つであった⁶。

同期の入学者の中には、E君という逸材が居り、学部でも同じ久保教授の下で、親子関係の身分法上の諸問題を研究していたと聞く。現職の高等検察庁検事のご子息で、自らも法曹実務家としての将来を志していたらしく、当時は司法試験の受験準備を優先し、合格後は司法実務の研修に専念していた。そのため、大学院の授業の中で同席したことが殆どなかったのは残念であった⁷。当方の在学中、彼以外には、その後も以前も、当方と専攻領域を同じくする研究者志望の者は何人も一橋の大学院に在籍することがなかったため、結果的には、授業の内外において、主任教授との一対一の師弟関係の中での修行と研鑽とが、博士課程の修了に至るまでの連続した総計で五年間、当方には続いたのであった。同一あるいは直近とは言わないまでも、せめて隣接あるいは近接する検討課題または問題意識を共有し合い、一種の共同研究体制を組織する客観的な基盤は皆無であった、からである。まして、当時における交通の便を考慮すると、同学の研究者または他大学の大学院生を学外から国立の校舎にまで定期的に招聘して、より大掛かりな国際私法を中心とした研究会を定期的に開催するような企画を構想し実施できるような状況も、あり得なかったのである⁸。

他方、自らの所属する法学研究科の枠を超え、より広い視野で考えてみると、1955年の当時でも、新しい制度に即した大学院が発足して既に2年が経過しており、それなりの実績—課程の修了者や新しい入学者の人数—が積み重なり始めていた頃である。特定の専攻領域に関しては不可能でも、共通する領域を出来るだけ多く含み、より広い範囲の研究者を組織化できる、より広域の共同研究会などを構想することは、必ずしも不可能では

無かったであろう。同じ法学研究科内でも、例えば、民法部門とか刑法部門とかで、統合的な研究会を組織することくらいは出来たのではなかったか。更には、各研究科の枠を超えたより俯瞰的な研究者の集団を組織することは、非現実的であったろうか。当時の大学院生達が、これらの点を、どのように考えていたか。例えば、大学院学生自治会の発行する自分達の機関誌「一橋研究」の編集後記を觀てみよう。其処には、次のような一節が在る。

“大学院の学生には、ややもすれば個人の研究にとちこもって、他の人々との交流が殆ど行われぬという面が見られるのではないか。卒業まで同じ学内にありながら他の人々の研究テーマも知らず、まして問題の所在にも触れることのないのは、決して好ましい傾向ではあるまい。” こうした自覚を基に、編集委員会は、その編集方針を策定するにあたって、“本誌が何らかの意味で、大学院学生間の交流の媒介ともなれば、と言うのを我々の一つの方針とした。” こう述べられて居る（編集後記、一橋研究第3号（1957年3月26日刊行）123頁）。

ここでの問題意識とは少々なずれを否定できないが、夫々の専攻領域を超え、共同して探求すべき課題の如何を探索してみようとする志向の在ることは、認められるように思われる。各位の問題関心の所在とその探求の方法の如何、これらについて、先ずはお互いに開示し合おうではないか、このような熱意を汲み取れるからである。編集委員会の、いやそうした編集委員会に結集した互いに異なる研究科からの出身者である編集委員各位の間で、先ずはこうした協働への意欲と努力とが發揮されようとしていたのであろうか。まさに方法的模索の局面である。学術的交流が若しあり得るとするならば、こうした方法的模索の試みこそが、その最も判り易い入り口であったかも知れない、このように思われる。併し其処まで考えを進めようとする、さらに検討を要する新たな根本的な課題が浮かび上がる⁹。

学術的な研究の遂行に当たり、その在り方は、当該の目標の如何、その探求の趣旨目的により、その攻究の方法が異なり得る。その規模と方策も千差万別である。さらに、研究者個人によって、ソノ選択する方法も一様ではない。独演・独唱・独奏を好む者も居れば、共演・合唱・合奏を良しとする者も居る。しかもまた、その何れかを最良とする者であっても、演目・曲目によって、通常の好みとは異なる方法を、敢えて選択する余地は、否定できないのである。こうした考察を重ねる際にも、自身に要請されることは、自らの模索すべき方法への知識であり、その正確な理解と学習そして習得である。この責務を如何に実践して行こうとしたか、如何になし得たか。これらについては、別の機会に再考してみたいと考えている。

図書館の正面玄関を入り廊下を右折して直ぐの右側に、やや広い一室が在る。現在は、学園史の資料室である。当時はそれが、大学院の学生専用の読書室に当てられていた。現在とは異なり、大閲覧室がより早く閉じられる決まりであったため、午後の八時まで利用

が許されるこの大学院生専用の読書室は、重宝であった。特に、当方のように、館外への貸し出しが禁じられている法令集や判例集しかも外国のものを、多数同時に比較参照しつつ、研究を進めねばならない者にとっては、誠に有り難い貴重な空間であった。いつ何どき入室しても、少なくとも数人は、真剣に原書に取り組んでいる姿に出会う、この部屋の静謐ではあるが何となく異様とも言える程に緊張の漂う空間、それが当方の居場所となっていた。この部屋の世話には、Kさんという図書館の事務の方が専任で当たっておられ、この方の「閉めます！」という一言が、図書館における一日の区切りになっていた。そのKさんの声が、そろそろ聞こえて来そうな感じがする。だから今日は、この辺で、筆じまいをすることに、しようと思う。

注記

1 ハーグ国際私法会議は、1893年9月12日、オランダのアッセルによって主導されて第一回会議が開催されて以来、国際私法の統一を目指して活躍している、各国政府間の公的な国際機構の一つである。日本は、1904年の第四回の会議から正規の構成国の一員として参加している。1951年には、会議体の持続化がはかられ、常設事務局を設置、今日に至っている。cf. <https://www.hcch.net/index.cfm?oldlang=en>

この条約は、フランス語によってのみ起草され、審議に付されている。その後の「子に対する扶養義務に関する裁判の承認と執行に関する条約」(1958)および「未成年子の保護に関する官庁の管轄ならびに執行に関する条約」(1961)についても、同様である。この後者と同日に採択成立した「遺言の方式の準拠法に関する条約」(1961)では、仏英両国語によって起草され採択となり両国語による条文が正文とされたが、両者の文章の間に齟齬が在る場合には仏文を優先すると決められている。

ハーグの国際私法会議において採択された条約で、英仏そのいずれの国語による条文であっても、それらが完全に対等の正文であるとされるようになったのは、1965年11月15日に採択された「養子縁組に関する管轄、準拠法および決定の承認に関する条約」からである。

なお参照、細川清、「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」の批准、ジュリスト649号102頁以下。

2 山口弘一、国際私法論序(久保岩太郎『国際私法論』1935年、三省堂)。唯一の弟子の処女出版に当たり、師が寄せた本書推薦の辞中の一句である。

3 参照、川上太郎『日本国における国際私法の生成発展』(有斐閣、1967年)99頁以下、113頁以下など。現実に参照された諸外国法令の具体的な実名に関しては、次が最良の資料となろう。法典調査会編述「法例修正案理由書」(博文館、1898年)など。

- 4 拙稿、一橋大学学園史刊行委員会（編）、国際私法、一橋における国際私法の教育と研究、『一橋大学学問史』（一橋大学、1986年）647～71頁。*

なお、参照、Akiba J., *The Beginning and Development of Japanese Doctrines on the Private International Law - Koichi Yamaguchi and Iwataro Kubo, Japanese Yearbook of International Law Vol. 56, 196 - 216 (2013).*

- 5 ハーグ・アカデミーは、この機構と密接な関係のもと、国際司法裁判所のある平和宮の中に設置されている研究と教育の中核的な拠点である。国際法（公法および国際私法）の知識の普及と若手研究者の育成とを目標に、これまで永年にわたり、各国の著名な教授達を招聘し、短期集中講義を主催して、来た。其処での講義の実録は、1923年以来、当該の講義が為された際の際の原語（仏または英）の原文で公刊され、今日に至っている。最新号は、2018年刊行の第393巻である。cf. <https://www.hagueacademy.nl/>

- 6 参照、拙稿、研究ノート、米国抵触法上の二・三の問題点、「一橋研究」誌第3号（1957年3月26日刊）78～94頁。**

この論稿の中心となった当方の修士論文の内容は、1957年5月3日、神田一橋の如水会館で開催された国際私法学会の第16回総会で、大学院の学生として在学中であるにも拘わらず、公式に報告することを許された。たまたま日本に滞在中であった、ハーヴァード大学ロー・スクールで抵触法の主任教授を勤めておられたヴァン・メーレン教授の臨席を得ることができ、当該の主題についての、米国の連邦法ならびに州法の伝統的な理解や研究方法などに関し、直接の教示を頂けたことは、名誉なことであった。同学会の第14回例会（1956年5月3日：於中央大学（駿河台））において、当方は既に、当時東京大学大学院法学政治学研究科在籍中の澤木敬郎氏（のち立教大学教授）と共に、同学会への入会が承認されていたことも幸いしたと、思われる。

- 7 のち彼は青山学院大学法学部の教授を務められた時期もあったが、主として裁判官としての職歴を経て、定年時には名古屋高等裁判所の判事となっていた。熱心な学徒でもあり、退官後は再び朝日大学の教壇に復帰されている。研究面では、筆者と同様に国際私法の専門家として、日本法としての国際私法の解釈論の領域で、貴重な論稿を遺された。

- 8 東京大学の江川教授が中心となって渉外判例研究会を組織し、各大学に分属する研究者の会合の便を考え、敢えてお茶の水の駿河台に在った中央大学会館で、定期的に研究会を開催するようになったのは、1958年の9月になってからのことである。

- 9 本誌の第8号（1962年3月31日刊）には、資料として、誌上シンポジウムが、53～61頁に収録されている。***

これは、同誌第6号（1960年6月30日刊）巻頭の1～10頁に収録されている、社会学部教授・上原専禄先生の“学問と現実について”と題する講演で提起された問題

に対し応える形で、同学生会のシンポジウム「学問と現実」実行委員会が企画構成したものである。60年12月12日、61年2月9日の準備会議を経て、61年3月8日に実施された約6時間に及ぶ討論の記録を、ほぼ五分の一に圧縮したものである（同シンポジウム・はしがき、1961年12月9日付け、同誌、53頁）。第12号（1965年8月1日刊）にも、誌上シンポジウム「学問と現実」が収録されている（同誌11～39頁）。「一橋研究」主催で「学問と現実」実行委員会の問題提起によるものであった。こうした企画が、本文中で紹介された専攻領域を超えた研究者の間の交流関係構築への、第一歩であることを志していたのか、定かではない。また、そうした目標を幾分でも達成できたか、疑問はある。

上記第一回目のシンポジウムの出席者8名のうち5名は、後に各研究科の枠を超えた一つのグループを形成して共同した研究活動を進め、その成果の一端を『風土と論理』と題した一種の同人誌の発行を通し、見解を世に問おうとするに至る。発足当時の仲間は、ロシア近代音楽史、ロシア社会思想史、フランス社会思想史、社会変動論・統計学の専攻者が各1名ずつ、その他は当方と同じく法律系の労働法を学ぶ1名、総計6名であった。残念ながら、後で加わった憲法を専攻する一名を除き、現時点での生存者は、当方ただ1人になってしまっている。

注記補足

* <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/bitstream/123456789/5891/1/HIT060083601.pdf>

** <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/6823>

*** <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/6758/1/kenkyu0000800530.pdf>

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/6725/1/kenkyu0001200110.pdf>